

## 島根県報

平成26年8月29日 (金) **号外 第 112 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	. <u>L</u>
<b>—</b>	717
<b>—</b>	/K

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

( " ) 3

## 告示

## 島根県告示第492号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

、朱巾	4 A		線	名	道	路	の		区	域	佐歩ナフルナ	
種	格の 類	路			区	間	変更前 後の別		敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備考
県	道	八重竹矢	垣神線	社	松江市大庭町7 先から同町129 まで			A A B	15.30~ 38.32 15.30~ 38.32 9.94~ 10.00	139.05	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置
	IJ		山線		松江市邑生町5番6地先から同で		前後		4. 50 7. 90	15. 00 15. 00		法面工事

## 島根県告示第493号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	夸
県 道	八重垣神社竹 矢線	松江市大庭町730番1地先から同町129 番1地先まで	メートル	平成26年 8月29日	松江県土整備		
11	枕木山線	松江市邑生町庄ヶ谷778番6地先から同 地先まで	事務所				
"	掛合大東線	雲南市木次町西日登500番4地先から同 516番1地先まで	35. 39	平成26年 8月29日	雲南県土整備事務所		